

## 横浜栄共済病院奨学金制度のご案内

### 1. 目的

看護師を志す学生の方で、かつ、学資の援助を必要とする方に対し奨学金を貸与することにより、安心して勉学に励んでいただくための制度です。病院の医療水準を向上させるには、優れた人材にうらづけされた高度な医療こそ病院の根幹をなすものであり、横浜栄共済病院ではこうした人材の確保に努めております。

### 2. 対象者

看護学校等に在籍し卒業後に横浜栄共済病院に勤務を希望する者。(貸付期間：看護学校等修学期間)。

### 3. 貸与額・貸与期間

貸与額は1年間60万円以内(月額5万円以内)。貸与期間は奨学生となった日の属する月から養成の課程を修了する日の属する月までとします。

### 4. 返済の免除

免許取得後、横浜栄共済病院に奨学金の貸与期間相当勤務した場合は、返済が全額免除となります。なお勤務期間の途中での退職は勤務年月数に応じて一部免除となります。

問合せ先  
横浜栄共済病院  
総務課・看護部  
TEL045-891-2171

## 国家公務員共済組合横浜栄共済病院看護師養成奨学規程

平成 20 年 3 月 17 日

### (目 的)

第 1 条 この規程は、国家公務員共済組合連合会横浜栄共済病院が看護師の確保を図るため、看護師を志望し、当院に勤務することを希望する者に対し、養成に要する学資の援助を行うことを目的とする。

### (奨学金の貸与)

第 2 条 当院に勤務することを希望する看護学生に対し、毎年度予算の範囲内で選考により奨学金を貸与する。ただし、奨学金に利息は課さない。

### (奨学金の志願)

第 3 条 前条の規程により奨学金の貸与を受けようとする者は、奨学生採用願申請書（様式第 1 号）及び関係書類を添えて病院長に申請しなければならない。

### (奨学生の選考及び採用)

第 4 条 病院長は奨学生採用願申請書を受理したときは、当該書類を審査し採用、不採用を決定する。

- 2 病院長は前項により採用、不採用を決定した場合は、速やかに採用又は不採用の旨を本人に通知しなければならない。
- 3 奨学生に採用された者は、病院長に対し保護者と連署した誓約書（様式第 2 号）を提出しなければならない。

### (奨学金の貸与方法及び期間)

第 5 条 奨学金は、看護師養成教育機関における就学費（授業料）等について貸与する。

貸与金額 月額 50,000 円以内（年額 600,000 円以内）

- 2 貸与する期間は、奨学生となった日の属する月から正規の養成の課程を終了する日の属する月までとする。
- 3 奨学金は、月ごとに奨学生の指定口座に振り込むこととする。

### (届出事項)

第 6 条 奨学生は、次の各号の一に該当した場合は、直ちに病院長に届出なければならない。

- (1) 卒業、休学、復学または退学したとき。
- (2) その他重要な事項に異動が生じたとき。

### (貸与の停止、廃止)

第 7 条 病院長は、奨学生が休学し又は停学させられた場合、その日の属する翌月分から奨学金の貸与を停止し、又は次の各号の一つに該当するときは、その翌月から廃止すると共に奨学金の返還をさせるものとする。

- (1) 学校又は専門学校を退学したとき
- (2) 心身の故障のため修学の見込みがないとき
- (3) 学業成績又は性行不良と認められるとき
- (4) その他不相当と認められるとき

(返済の免除)

第8条 貸与金の返済については、資格取得後病院に勤務し貸与期間以上勤務した者については返済を免除する。

(貸与金の返済)

第9条 奨学金の貸与を受けた者で、次条に該当する場合は貸与金を返済しなければならない。

(返済及び返済額)

第10条 資格取得後に病院に勤務し、貸与期間に満たない勤務年数の途中で退職した場合は勤務期間の年数月分を免除する。ただし残額については退職時に一括返済する。

(返済の猶予)

第11条 病院長は、奨学金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、貸与金等の返済を猶予することができる。

- (1) 奨学金の貸与を受けた後病院に勤務せず、引き続き養成施設に進学する者であって当該進学を病院長が病院運営上必要かつ有効であると認めたとき。
- (2) 被災、心身の故障その他特別の事情により貸与金の返済が困難であると認められるとき。

(借用証明証の提出)

第12条 資格を取得して病院に勤務した場合及び第11条により返済の猶予に該当することとなった場合は、貸与金の全額について奨学金借用証書(様式第3号)を連帯保証人連署の上、病院長に提出しなければならない。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この改正は、平成24年1月1日から施行する。

この改正は、平成29年1月1日から施行する。